

一般社団法人日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医認定制度規則

第一章 総 則

- 第1条** この規則は(社)日本ペインクリニック学会定款第1章第3条第3号に基づき、ペインクリニック専門医を定めるために設ける。
- 第2条** 前条の目的を達成するため、ペインクリニック専門医認定委員会（以下委員会）を設置する。
- 第3条** 委員会の構成は、委員会細則第5条に準ずる。ただし、委員は地区を考慮しなければならない。

第二章 ペインクリニック専門医の認定

- 第4条** 代表理事は委員会の議に基づきペインクリニック専門医を認定し、認定証を交付し、かつ(社)日本ペインクリニック学会誌（以下学会誌）及び本ホームページに公示する。
- 第5条** ペインクリニック専門医の申請資格及び審査方法は、施行細則に定める。
- 第6条** 前条に定める審査に合格した者は、ペインクリニック専門医の登録を申請しなければならない。
- 2 登録は有料とする。

第三章 研修施設の指定

- 第7条** ペインクリニック専門医資格を得るための研修施設は、施行細則に基づき指定する。

第四章 ペインクリニック専門医の資格の喪失

- 第8条** 会員の資格を失った者は認定を取り消される。
- 第9条** 委員会がペインクリニック専門医として不適当と認めた者のペインクリニック専門医資格は、理事会の審議を経て取り消すことができる。

附 則

- 1 この規則の改訂は委員会及び評議員会の議を経て総会の承認を得るものとする。
- 2 この規則は、2011年7月24日より施行する。

1988年7月29日制定 1990年7月20日改正 1993年7月23日改正 1998年7月24日改正 1999年7月17日改正
2002年7月20日改正 2005年7月28日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2009年7月19日改正
2011年7月24日改正